

公共施設等適正管理推進事業

公共施設等の適正管理

- 過去に建設された公共施設等が今後、大量に更新時期を迎える一方、地方団体の財政は依然として厳しい状況にある
- そのため、地方団体において、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、「公共施設等適正管理推進事業債」により取組を推進

公共施設等適正管理推進事業債

【対象事業】 ※公共施設等総合管理計画等に位置づけることが必要

① 集約化・複合化事業 ※延床面積や維持管理経費等が減少する場合に限る

(1) 集約化・複合化施設整備事業

(2) 集約化・複合化等に伴う除却事業(機能統合等に伴うものを含む) 【R8拡充(公営住宅等を対象に追加)】

② 長寿命化事業

・ 公共用の建築物
施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

・ 社会基盤施設

所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定規模以下等の事業)
道路、河川管理施設(水門、堤防、ダム(本体、放流設備、観測設備、通報設備等))、砂防
関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、
農業水利施設・農道・地すべり防止施設

③ 転用事業

④ 立地適正化事業

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

⑥ 除却事業

【充当率】 90%

【元利償還金に対する交付税措置率】

- ① : 50%((2)は、対象事業費から除却施設にかかる土地価格相当分を控除した額を対象)
- ②~⑤: 財政力に応じて30~50%
- ⑥ : 交付税措置なし

【事業期間】 令和8年度まで(ただし、経過措置として、令和8年度までに工事に着手した事業については、令和9年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずる)

【令和8年度事業費】 5,000億円

(例) 複合化事業



(例) 長寿命化事業

【図書館の長寿命化】



①-1 集約化・複合化事業（集約化・複合化施設整備事業）

概要

- 個別施設計画に位置付けられた以下の集約化事業又は複合化事業（公用施設、公営住宅等、公営企業施設等は対象外）
建築物（公民館等）：延床面積の減少を伴うもの
非建築物（グラウンド等）：維持管理経費が減少すると認められるもの

留意事項

- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- ・ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- ・ 公共施設と対象外施設（庁舎等）を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
- ・ 集約化又は複合化により整備する施設に、整備前の施設にない機能を有した施設を新たに追加して併設する場合、当該追加部分の施設については対象外となる。（共用部分がある場合は面積按分等）
- ・ 公共施設の機能を他の施設から移転して既存施設に整備する事業であって、当該既存の公共施設の除却等を伴うものについても対象事業に含まれる。【R8拡充】

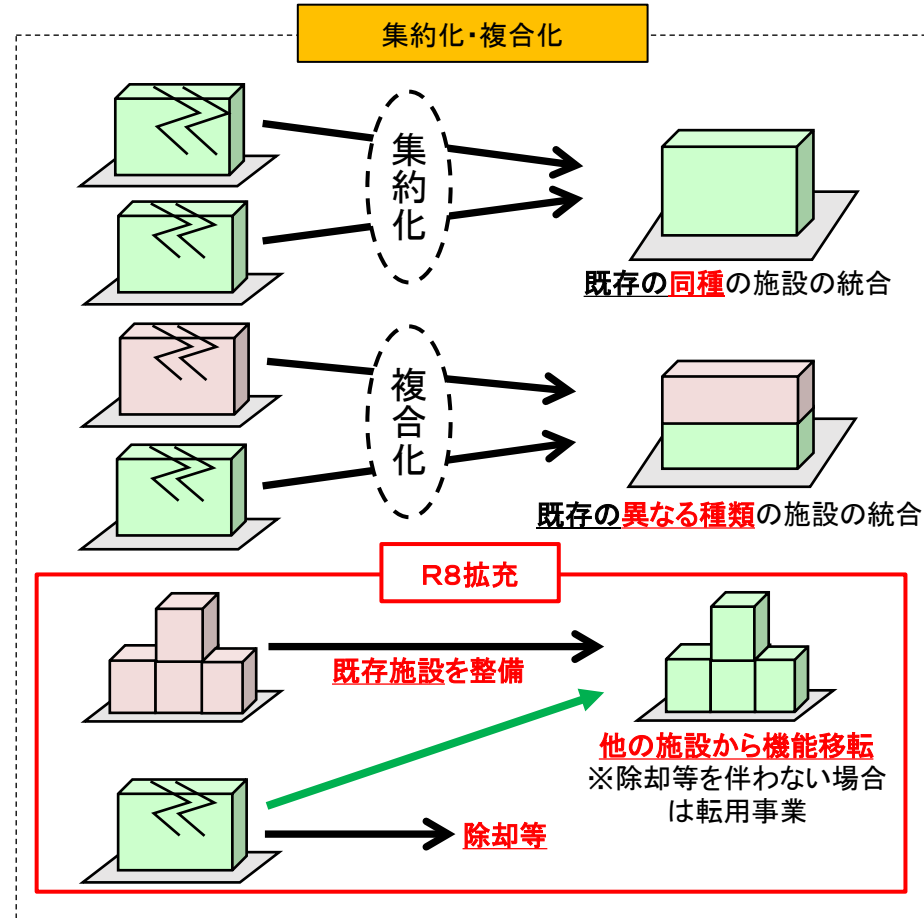
充当率・元利償還金に対する交付税措置

集約化・複合化事業費

公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

元利償還金の50%を地方交付税措置

一般財源



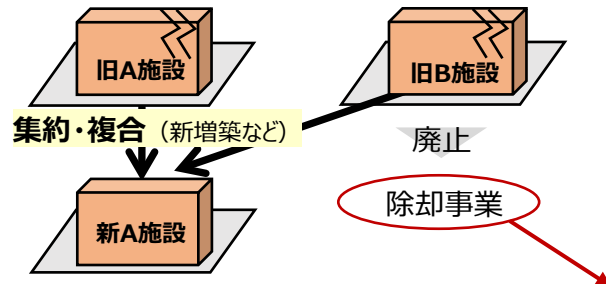
①-2 集約化・複合化事業（集約化・複合化等に伴う除却事業）

概要

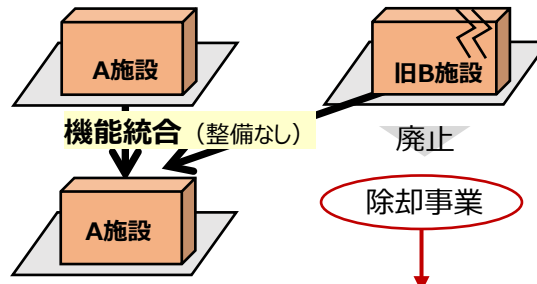
- 地方公共団体が公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて実施する、公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業については、令和7年度から公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業：充当率90%、交付税措置率50%）の対象に追加。
令和8年度から集約化・複合化等に伴う施設の除却事業の対象に公営住宅等を追加。

対象事業

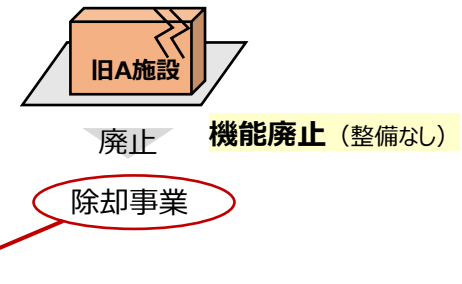
(1) 施設の整備及び複数施設の統合をする場合



(2) 複数施設の機能統合をする場合



(3) 施設の機能廃止をする場合



※ 国庫補助や他の事業債を活用して施設整備し、統合する場合も対象

【R7拡充】集約化・複合化事業の対象に追加
【R8拡充】対象施設に公営住宅等の除却事業を追加

※ 公営住宅等を整備する事業は、引き続き公共施設等適正管理推進事業債の対象外

要件

以下の要件をすべて満たす事業

- ① 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて実施するものであること
- ② (1)の場合：集約化・複合化を行った施設の供用開始から5年以内に実施するものであること
(2)及び(3)の場合：除却予定の施設の供用廃止から5年以内に実施するものであること
- ③ 集約化・複合化を行う前と比較して、施設の延床面積（非建築物の場合は維持管理費等）が減少すること ※(1)に限る

留意事項

- 経過措置として、R6年度以前（公営住宅等はR7年度以前）に集約化・複合化等した施設については、5年超経過したのもも対象とする。
- 公用施設や公営企業施設等の除却事業については対象外。
- 国庫補助や他の事業債を活用した集約化・複合化事業に伴って実施する除却事業も対象とする。
- 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化・複合化等に伴う除却事業も対象とする。
- 地方交付税措置は、対象事業費から除却施設にかかる土地価格相当分を控除した額を対象とする。

公営住宅等に係る除却事業の推進

○ 「公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)」について、老朽化が進んでいる公営住宅等における適正管理を推進するため、集約化・複合化等に伴う除却事業の対象に公営住宅等(※)を追加

※地域優良賃貸住宅、改良住宅、都市再生住宅、更新住宅、小規模改良住宅などを含む

1. 対象の拡充

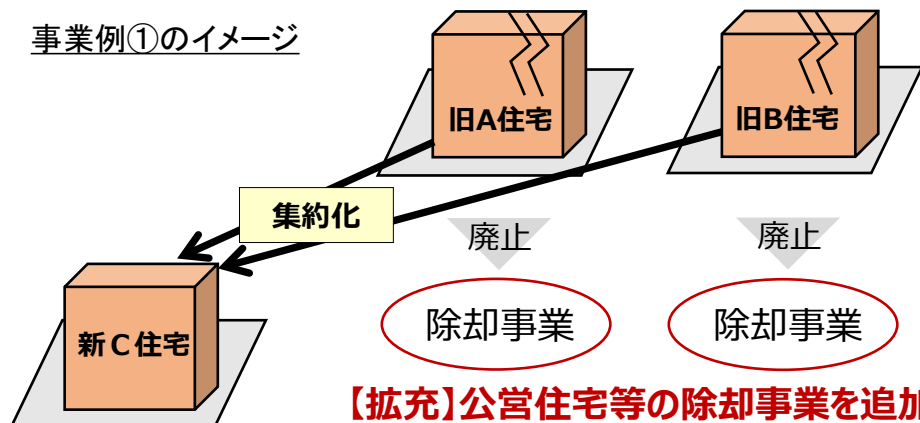
公共施設の集約化・複合化等に伴う除却事業の対象に**公営住宅等を追加**(※)

※ 公営住宅等を整備する事業は、引き続き公営住宅建設事業債の対象

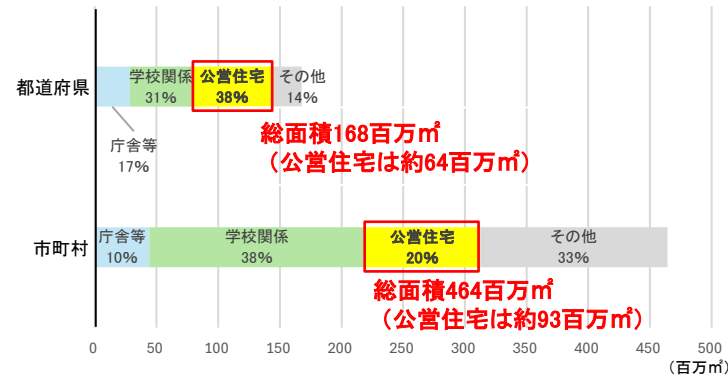
事業例

- ① 公営住宅等の集約化整備事業に伴う旧公営住宅等の除却事業
- ② 公営住宅等と他の公共施設との複合化整備事業に伴う旧公営住宅等の除却事業
- ③ 公営住宅等の機能統合に伴う旧公営住宅等の除却事業
- ④ 公営住宅等の機能廃止に伴う旧公営住宅等の除却事業

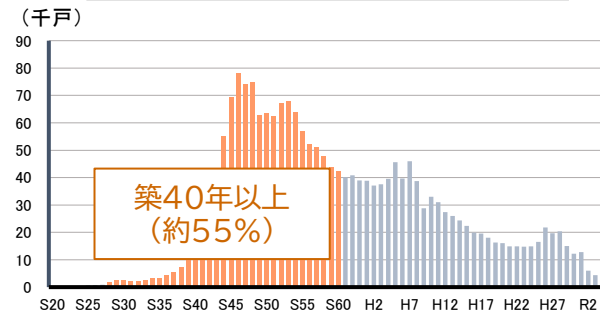
事業例①のイメージ



行政財産の建物(延面積)



公営住宅ストックの建設年度別戸数



2. 地方財政措置

地方債充当率: 90%

元利償還金に対する交付税措置率: 50%

※ 地方交付税措置は、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額を対象とする



平屋建て公営住宅